

「ラップサイディング」の保証

東レ建材は製品本体について下記保証を元請会社様に対して実施しています。

製品保証

I. 保証の対象商品

カタログ掲載のラップサイディング(塗装品)本体および同質出隅部材。

II. 保証内容・保証期間

●保証内容:10年保証

以下について、外装工事了り日から10年間保証します。

- (1) 著しい割れのないこと。
(著しい割れとは、サイディングが全板幅にわたって割れている場合をいう。ただし切断加工した部分を除く)
- (2) 著しい欠損のないこと。
(著しい欠損とは、サイディングの一部が欠け損じ、下地が露出している場合をいう。)
- (3) 著しい剥がれのないこと。
(著しい剥がれとは、サイディングがめくれ又は剥がれ落ちており、下地が露出している場合をいう。)
- (4) 著しい反り・うねりのないこと。
(著しい反り・うねりとは、455mmのスパンに対して矢高が5mm以上の反り・うねりをいう) 但し、本保証に基づき補償が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とする。

●保証内容:2年保証

以下について、外装工事了り日から2年間保証します。

- (1) 軽微な反り・うねりのないこと。
(軽微な反り・うねりとは、455mmのスパンに対して矢高が3mm以上5mm未満の反り・うねりをいう)
- (2) 軽微なひび割れのないこと。
(軽微なひび割れとは、幅が0.2mm以上でなおかつ長さが50mm以上のひび割れをいう)
- (3) 塗装の著しいふくれ・剥がれのないこと。
- (4) 塗膜の著しい変色のないこと。
但し、本保証に基づき補償が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とする。

III. 保証対象者

保証書の発行対象者は、原則として元請会社様(住宅会社様、工務店様)とします。

IV. 保証対象物件

- (1) 日本国内(沖縄県を除く)の木造軸組、木造枠組および鉄骨造の物件で保証書が発行された新築住宅(新築物件)とする。
- (2) 純正の同質出隅部材・付属部材を使用し弊社が定めた設計施工基準に従って、設計施工された物件
- (3) 原則として、日本窯業外装材協会検定窯業系サイディング施工士*又は、弊社の推薦する工事店等の専門工事業者が施工、管理し、施工チェックリストが提出された物件
- (4) 元請会社様(住宅会社様、工務店様)が保証書発行申請書原本と弊社が発行した保証書を保管していること。

注) 純正の同質出隅部材・留付金具等付属部材を使用していない物件または通気構法がなされていない物件は、保証対象外となりますのでご注意ください。

* 日本窯業外装材協会検定窯業系サイディング施工士とは、NYGが主催する「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。

V. 補償方法

弊社は検査と調査の上、製品に起因する不具合があると決定した場合は、不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合発生のない部分と同程度の性能に修復させるものとし、弊社の判断により、次のいずれかの方法で対応する。

- (1) 不具合部分の部分補修
- (2) 不具合部分を対象とした代替製品の無償提供
- (3) 不具合部分を対象とした下記に査定する販売価格に相当する金額の返金。

* 施工後2年以内に発覚した不具合の場合、弊社が査定する製品価格を上限とした金額。施工後3年目以降保証期間満了までの期間については、経過年数毎に減額された製品査定額を上限とした金額。

注) 防水紙、留付金具等付属部材、シーリング、下地胴縁その他の部材、仮設足場、施工費に相当する費用は負担しません。

VI. 免責事項

下記事由に該当する場合は保証の適用を除外いたします。

1. 最新版の総合カタログの技術資料に記載された事項に従わない設計・施工による場合。
2. 保証期間経過後に申し出たもの、又は保証期間内に生じたものでも発見後1年以上弊社に申し出がなく長期間放置したために生じた拡大損傷の場合。
3. 製品本体・シーリング・塗装等の定期的なメンテナンスを怠ったことによる不具合。
4. 建物・躯体の構造および仕様に係わる設計および施工不良に起因する場合。
5. 弊社が定めた設計基準に反する設計に因る場合。
6. 元請の施工管理が十分にされていなかったことに因る場合。
7. 弊社が定めた施工基準に反する施工、その他施工上の瑕疵、又は施工者の不法行為、債務不履行等に因る場合。
8. 外壁材が変質・変形するおそれがある場所に使用された場合および変質・変形のおそれがある施工がなされた場合。
9. 不適切な保管・取扱による場合。
10. 弊社純正の同質部材および付属部材を使用しなかった場合、および弊社の製品以外の部材による不具合の場合。
11. 入居者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失に因る場合。
12. 外装工事了り後の増改築や補修あるいは設備機器・付属品等の取付工事等に因る場合。
13. 建物自体の変形や変位に因る場合。
14. 釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材(水切り・出隅等)による不具合。
15. 内部結露による下地材の腐食、経年変化による下地材の反り・くねりなどに因る場合。
16. 内部結露および伝い水によって基材に損傷が生じた場合。
17. 現地仕上げ塗装に係わる不具合。
18. シーリング自体およびシーリングに係わる不具合。
19. 天変地異又は地盤・周辺環境・公害などに起因する場合。
20. 施工基準に反する保管、取扱いに因る場合。
21. 契約当時実用化された技術では予測する事が不可能な現象に因る場合。
22. 特殊環境地域(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場、塩害地域・海・湖・河川等の周辺で常時しぶきがかかるような地域、煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域)における損傷および外観上の変化。
23. 通常の経年変化による汚れ、変色、伝い水による汚れの付着、もらい錆、カビ、藻類などによる外観上の変化。
24. 同質出隅の接着面およびそれを基点とする塗膜のひび割れ、その他の不具合。
25. 外壁の外観として違和感のない程度の基材の露出。
26. 保証書発行申請書あるいは提出された施工チェックリストに事実と異なる記載があった場合。
27. その他弊社の責に帰さない事由。

VII. 保証書発行申請手続き

弊社指定の「保証書発行申請書(施工チェックシート)」に必要事項をもなく記入の上、施工完了後3ヵ月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。